

2月定例教育委員会会議

(議 案)

議案第 4 号

美祢市体育施設の設置について

下記のとおり美祢市体育施設を設置したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 7 年 2 月 26 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

記

区 分	名 称	位 置	設置年月日
設置	綾木体育館	美祢市美東町綾木 2125 番地	令和 7 年 4 月 1 日
	綾木多目的広場		
	淳美体育館	美祢市美東町真名 472 番地 3	

議案第 5 号

美祢市学校給食用物資納入事業者選定基準の廃止について

美祢市学校給食用物資納入事業者選定基準（平成 21 年美祢市教育委員会訓令第 7 号）は、廃止する。

令和 7 年 2 月 26 日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

美祢市学校給食用物資納入事業者選定基準を廃止する訓令

美祢市学校給食用物資納入事業者選定基準（平成 21 年美祢市教育委員会訓令第 7 号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 6 号

美祢市学校給食用物資納入事業者登録に関する要綱の制定について

美祢市学校給食用物資納入事業者登録に関する要綱を次のとおり制定するものとする。

令和7年2月26日

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

美祢市学校給食用物資納入事業者登録に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、美祢市が発注する学校給食用物資(以下「物資」という。)の納入に関し、給食の安全安心な提供を行うに当たり、物資の品質及び安定的な供給を確保する必要があるため、物資を納入する事業者の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(納入要件)

第2条 本市へ物資の納入を希望する者(以下「納入希望者」という。)は、食品の安全性、鮮度、品質、栄養価及び画一性等を優先し、確実に物資を納入ができ、かつ、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

(1) 経営状況

- ア 確実な取引先があり、堅実な経営が行われていること。
- イ 工場、店舗及び販売店等固定した営業施設があり、継続して営業が行われていること。

(2) 信用状況

- ア 学校給食の趣旨をよく理解し、協力的であること。
- イ 消費者から信用されていること。
- ウ 食品に関する法令等が遵守されていること。
- エ 市税等の滞納がないこと。

(3) 衛生状況

- ア 保健所の食品衛生監視票の監視評点が良好で、物資納入登録後においても、2年間に1回以上の頻度で保健所の食品衛生監視に係る検査を受けること。
- イ 食材に対する衛生管理が行き届き、従業員の健康管理が十分に行われていること。
- ウ 施設設備の衛生管理が十分に行われていること。
- エ 製造加工業者については、材料倉庫、製品倉庫、冷凍設備その他衛生上必要な設備を完備し、記録及び帳簿が整理されていること。
- オ 配送車、納入容器等の衛生状況を常に良好に維持管理できること。

(4) 供給能力

- ア 供給能力が各共同調理場の需要量を十分に満たしていること。
- イ 指示した期日・時刻に、指定した場所に納入できること。
- ウ 緊急な需要に即応できる機動設備及び能力があること。
- エ 献立の変更又は学校給食の中止により、発注物資の量に変更又は取消しとなったときは、物資の返品が可能であること。
- オ 地場農産物で、別に定める美祢市学校給食食材納入仕様書に規定された学校給食用物資が供給できること。

(5) その他

書類の提出を求められたとき、及び立入調査等を実施するときは、誠実に応じること。また、調査の結果、管理状況等が不相当であると判断されたときは、改善すること。

(申請書類)

第3条 納入希望者は、美祢市学校給食用物資納入事業者登録申請書(別記様式第1号。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなめなければならない。

- (1) 誓約書(別記様式第2号)
- (2) 食品衛生許可証の写し
- (3) 食品衛生監視票の写し
- (4) 所在地の市区町村における全ての税目の「滞納がないことの証明」または「納税証明書」
- (5) 口座振替依頼書(別記様式第3号)
- (6) その他市長が特に必要と認める書類

2 申請期間は、納入を希望する年度の前年度の1月5日から1月31日までの間とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(審査及び選定)

第4条 申請に係る審査及び選定は、書類審査と実地調査により行うこととする。

- 2 書類審査は、前条の規定により提出された書類によって、適否を判断するものとする。
- 3 実地調査は、書類審査の結果、さらに確認の必要があると判断したときに実施するものとする。
- 4 書類審査及び実地調査の結果を総合的に判断し、美祢市学校給食運営協議会設置要綱(平成21年美祢市教育委員会訓令第4号)に規定する美祢市学校給食運営協議会で選定するものとする。

(登録)

第5条 市長は、前条の規定により選定された登録者を美祢市学校給食用物資登録事業者名簿(別記様式第4号。以下「登録名簿」という。)に登録するものとする。

- 2 前号の規定により登録を認めるときは、美祢市学校給食用物資納入事業者登録通知書(別記様式第5号)により、登録を認めないときは、美祢市学校給食用物資納入事業者非登録通知書(別記様式第6号)により、それぞれ当該業者に通知するものとする。
- 3 第1項に規定する登録名簿への登録は、登録を受けた事業者への発注を約するものではない。

い。

(登録期間)

第6条 登録名簿への登録期間は、当該登録を認定した日の属する年度の翌年度の初日から翌々年度の末日までの2年間とする。

2 年度の途中に登録を受けた者の登録期間は、前項の登録期間の残期間とする。

3 登録期間の間、登録名簿は、美祢市学校給食センターで閲覧することができる。

(登録の効果)

第7条 市長は、物資の調達に当たり、登録者を見積合わせ等による事業者選定に参加させることができる。

(申請事項の変更)

第8条 登録者は、申請事項に変更が生じたとき、又は廃業若しくは休業をするときは、遅延なく美祢市学校給食用物資納入事業者登録事項変更・廃止等届(別記様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第9条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取消すことができる。

(1) 第2条の要件を欠くことが判明し、その後は是正が行われなとき。

(2) 申請書等の記載事項について虚偽の事実があったとき。

(3) 登録者が取消しを申し出たとき。

(4) その他登録者として、著しく適性を欠く行為が認められるとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取消したときは、当該登録者に対し、美祢市学校給食用物資納入事業者登録取消通知書(別記様式第8号)による通知するものとする。

(暴力団の排除)

第10条 美祢市暴力団排除条例(平成23年美祢市条例第25号)第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等に該当する者は、本告示における登録申請を行うことができない。

(その他)

第11条 市長は、学校給食の意義、役割及び衛生管理の在り方等について登録者との意見交換及び必要事項等の共有等を目的として、必要に応じて登録者との連絡会を開催し、登録者に出席を要請することができるものとする。

2 この告示にさだめるものほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(美祢市学校給食用物資納入事業者選定及び登録規程の廃止)

2 美祢市学校給食用物資納入事業者選定及び登録規程(平成21年美祢市教育委員会訓令第4号)は、廃止する。

(美祢市学校給食用物資納入事業者選定及び登録規程の廃止に伴う経過措置)

3 廃止前の美祢市学校給食用物資納入事業者選定及び登録規程第4条第3号の規定による

登録の有効期間は、従前の例による。

年 月 日

美祢市長 様

美祢市学校給食用物資納入事業者登録申請書

年度における美祢市学校給食用物資納入事業者として登録を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

		申請区分	新規・継続
申請者	本社 (本店)	所在地 名称 代表者 電話 FAX	
	取扱事業所	所在地 名称 代表者 電話 FAX	
	操業年月日	年 月 日	営業年数 年 月
	営業形態	<input type="checkbox"/> 個人事業主 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 組合・公益財団等 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	業務形態	<input type="checkbox"/> 小売 <input type="checkbox"/> 卸売 <input type="checkbox"/> 生産販売 <input type="checkbox"/> 加工販売 <input type="checkbox"/> 製造販売 <input type="checkbox"/> その他 ()	
担当者		電話	e-mail
(記載要領) (1)申請区分は、該当するものを○で囲んでください。 (2)申請者は、本社(本店)の代表者です。取扱事業所は、本店と直接取引をされる場合は「同上」とご記入ください。 (3)営業形態、業務形態は、該当するものに✓をご記入ください。 (4)担当者の欄には、本申請に係る担当者名、電話番号等をご記入ください。 (5)別紙「取扱品目整理表」の「食品の品目」及び「納入希望品目」についてもご記入ください。			受付印

【別紙】取扱品目整理表

1 食材の品目(納入を希望する分類に✓をご記入ください。)

✓欄	記号	分類	品目名
<input type="checkbox"/>	A	穀類及び穀類加工品	精白米、麦、小麦粉(薄力粉)、パン粉、米粉、ビーフン、うどん、マカロニ・スパゲッティ
<input type="checkbox"/>	B	いも類(いも、でんぷん、加工品)	じゃがいも、さつまいも、さといも、こんにやく類、でん粉、はるさめ
<input type="checkbox"/>	C	砂糖及び甘味類	上白糖・三温糖・グラニュー糖・黒糖、ジャム類
<input type="checkbox"/>	D	豆類	納豆、豆腐・焼き豆腐、油揚げ・生揚げ・がんもどき、高野豆腐、水煮大豆
<input type="checkbox"/>	E	種実類	ごま類、ナッツ類
<input type="checkbox"/>	F	野菜類	「仕様書」の仕様Fに掲げるもの
<input type="checkbox"/>	G	野菜類加工品	「仕様書」の仕様Gに掲げるもの
<input type="checkbox"/>	H	果実類	「仕様書」の仕様Hに掲げるもの
<input type="checkbox"/>	I	果実類加工品(缶詰類)	「仕様書」の仕様Iに掲げるもの
<input type="checkbox"/>	J	きのこ類及びきのこ類加工品	「仕様書」の仕様Jに掲げるもの
<input type="checkbox"/>	K	藻類及び藻類加工品	「仕様書」の仕様Kに掲げるもの
<input type="checkbox"/>	L	魚介類及び魚介類加工品	「仕様書」の仕様Lに掲げるもの
<input type="checkbox"/>	M	獣鶏肉類及び獣鶏肉類加工品	精肉、ひき肉、ハム・ベーコン類、ソーセージ類
<input type="checkbox"/>	N	卵類及び卵類加工品	鶏卵、うずら卵水煮
<input type="checkbox"/>	O	乳類及び乳類加工品	牛乳、調理用牛乳、生クリーム、チーズ類、発酵乳・ヨーグルト乳酸菌飲料
<input type="checkbox"/>	P	油脂類	大豆白絞油・サラダ油・オリーブオイル・米酢、ごま油、マーガリン
<input type="checkbox"/>	Q	調味料及び香辛料	味噌、醤油、酢、清酒・料理酒、ワイン、みりん、ソース、ケチャップ・トマトピューレ、マヨネーズ、塩、コショウ、コンソメ、中華だし、カレー粉、カレールウ等
<input type="checkbox"/>	R	冷凍食品・その他加工食品	冷凍食品(野菜、果物、魚介類、肉、豆腐、油揚げ、うどん、カツ・フライ・肉団子・オムレツ・コロッケ等調味加工食品、冷凍ゼリー、菓子類等)、その他加工品(1食用ふりかけ、のり、ジャム等)

2 納入希望品目（販売実績は、直近1か年で学校給食向けのものを中心にご記入ください）

品目 記号	納入希望品目	販売実績		
		（ 年 月 から 年 月 まで）		
		数量	金額	主な納品先
			千円	
			千円	
			千円	
			千円	
			千円	
			千円	
			千円	
			千円	
			千円	
			千円	
			千円	
			千円	
			千円	
			千円	
			千円	
			千円	
			千円	
			千円	
			千円	
			千円	
			千円	
			千円	
			千円	
			千円	
			千円	
			千円	
			千円	
			千円	
			千円	
			千円	
			千円	
			千円	
			千円	
			千円	
			千円	

※「品目記号」は、「1 食材の品目」における記号をご記入ください。

誓約書

このたび、美祢市学校給食用物資納入事業者として登録を受けるに当たって、下記事項を遵守いたします。

万一、下記事項に違背し、登録の取消しがあっても異議の申し立てはいたしません。

記

- 1 美祢市学校給食用物資納入事業者の登録に関する要綱第2条に規定する要件を満たすこと。また、登録後においても同様であること。
- 2 納入物資は、規格、見本及び見積書に相違することがなく、かつ品質や量目等の正確を期すること。
- 3 物資納入の際には、期日、包装及び数量等について、各共同調理場の指示に従うこと。
- 4 車両による別紙搬送に際しては、安全運転に留意し、敷地内における安全確保について十分に配慮すること。万一、事故が発生したときは、責任をもって円滑に処置すること。
- 5 立入調査等を実施するときは誠実に対応すること。調査の結果、管理状況等が不適當であると判断されたときは、改善すること。
- 6 市に対して著しく損害を与え、若しくは学校給食の実施に支障を生じさせたとき、又はそれらの恐れがあるときは、これに対する補償措置又は予防措置を速やかに講ずることとし、全責任を負うこと。
- 7 登録者の辞退や廃業など物資の納入を止めるときは、学校給食の実施に支障が生じないよう、事前に知らせること。
- 8 その他、学校給食の管理運営上必要な指示に従うとともに、この誓約に違背する行為等により登録者の登録を取消されても、それに伴う損害の請求、異議申し立ては行わないこと。

以上のとおり誓約いたします。

年 月 日

所在地
名称
代表者

印

美祢市長 様

年 月 日

美祢市長 様

口座振替依頼書

所在地
名称
代表者

美祢市学校給食用物資納入に係る代金の支払先の口座は、下記のとおりです。

記

振 込 先 金 融 機 関	銀 行 等	金融機関名				店名				預金種別					
		銀行		金庫		店 所				1 普通	2 当座				
		組合		その他						3 貯蓄	4 その他				
		()								口座番号					
金融 コード						店舗 コード									
ゆうちょ銀行		記号(左詰めでご記入ください)						番号(左詰めでご記入ください)							
フリガナ															
口座名義															
備考															

別記様式第4号(第5条関係)

美祢市学校給食用物資納入登録事業者名簿

番号	登録者名	所在地	納入分類																	
			A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R

(納入分類一覧)

- | | | |
|-------------------|--------------------|-----------------|
| A 穀類及び穀類加工品 | G 野菜加工品(カット野菜・漬物等) | M 獣鶏肉類及び獣鶏肉類加工品 |
| B いも類(いも、でん粉、加工品) | H 果実類 | N 卵類及び卵類加工品 |
| C 砂糖及び甘味料 | I 果実加工品(缶詰類) | O 乳類及び乳類加工品 |
| D 豆類 | J きのこと類及びきのこ類加工品 | P 油脂類 |
| E 種実類 | K 藻類及び藻類加工品 | Q 調味料及び香辛料 |
| F 野菜類 | L 魚介類及び魚介類加工品 | R 冷凍食品、その他加工食品類 |

様

美祢市長

美祢市学校給食用物資納入事業者登録通知書

美祢市学校給食用物資納入事業者として登録したので、美祢市学校給食用物資納入事業者登録に関する要綱第5条の規定により通知します。

記

1 登録期間 年 月 日から 年 月 日

2 納入品目

品目記号	品目	品目記号	品目

第 号
年 月 日

様

美祢市長

美祢市学校給食用物資納入事業者非登録通知書

美祢市学校給食用物資納入事業者として、下記の理由により登録できないので、美祢市学校給食用物資納入事業者登録に関する要綱第 5 条の規定により通知します。

記

(理由)

年 月 日

美祢市長 様

美祢市学校給食用物資納入事業者登録事項変更・廃止等届

下記のとおり変更・廃止等があったので、美祢市学校給食用物資納入事業者登録に関する要綱第8条の規定により届け出ます。

所在地
名称
代表者 印

記

1 変更事項

変更年月日	年 月 日	変更事項	
変更内容	変更前		
	変更後		

2 廃止等

事項 (該当に○印)	廃止 休止 その他	変更事項	年 月 日
事由			

記載要領

1 変更事項の内容によっては、変更内容が確認できる書類の提出を求める場合があります。

第 号
年 月 日

様

美祢市長

美祢市学校給食用物資納入事業者登録取消通知書

年 月 日付けで通知した美祢市学校給食用物資納入事業者の登録については、下記の理由で取消しましたので、美祢市学校給食用物資納入事業者登録に関する要綱第 9 条第 2 項の規定により通知します。

記

(理由)

議案第7号

美祢市外国語指導助手任用規則の一部改正について

美祢市外国語指導助手任用規則（令和3年美祢市教育委員会規則第8号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和7年2月26日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順子

美祢市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則

美祢市外国語指導助手任用規則（令和3年美祢市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条第1項中「任用規則（以下「規則」という。）」を「規則」に、「に従事する」を「を行う」に、「を定めることを目的」を「について必要な事項を定めるもの」に改める。

第2条中「定める用語の意味」を「掲げる用語の意義」に改める。

第4条中「、美祢市立小中学校」を「又は美祢市立小中学校」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同条第5号中「及び部活動等」を「、部活動等」に改め、同条第6号中「や外国語担当教員等」を「、外国語担当教員等」に改め、同条第9号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改める。

第9条第1項中「28万円」を「33万5,000円」に、「336万円」を「402万円」に、「30万円」を「34万5,000円」に、「360万円」を「414万円」に、「32万5,000円」を「35万5,000円」に、「390万円」を「426万円」に、「33万円」を「36万円」に、「396万円」を「432万円」に改め、同条第3項中「中途」を「途中」に、「ときは、当該月に係る報酬の額は」を「場合の当該月の報酬額は」に、「現日数」を「実日数」に改め、同条第4項中「時間割の計算に当たっては」を「1時間当たりの額は」に改め、「を1時間当たりの額」を削る。

第10条第1項中「計算」を「算出」に、「前条第1項」を「同条第1項」に改め、「ものとし、当該勤務しなかった時間の属する月の報酬からこれを減額できなかつたときは、翌月の報酬からこれを減額するものとする」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該勤務しなかった時間の属する月の報酬からこれを減額できなかつたときは、翌月の報酬からこれを減額する。

第10条第2項中「に当たって」を削り、「すべての」を「全ての」に、「行うものとし、1時間未満の端数については、30分未満を切り捨て、30分以上は1時間と」を「算出」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、1時間未満の端数については、30分未満を切り捨て、30分以上は1時間とする。

第11条の見出しを「（費用弁償等）」に改め、同条第1項中「必要な費用を支給」を「その費用を弁償」に改め、同条第2項中「教育委員会は、赴任及び帰国のための旅費を支給する」を「外国語指導助手が赴任し、及び帰国するときは、その費用を弁償する」に改め、同項ただし書中「帰国費用は、次の各号に掲げる条件のすべてを満たす外国語指導助手に対して支給」を「帰国するための費用については、次に掲げる条件を全て満たす外国語指導助手に限り弁償」に改め、同項第2号中「翌日から」の次に「起算して」を加え、同条第3項中「前項」の次に「ただし書」を加え、「任用期間満了」を「任期を満了する日」に、「帰国費用を弁償することができる」を「帰国するための費用を弁償することができるものとする」に改める。

第12条第2項中「外国語指導助手の」を「前項の」に改め、同条第3項中「指示する」を「命ずる」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、当該勤務を命じた時間が属する週から起算して、4週間後の週までに勤務を要しない時間を指定することとし、当該4週間を平均して1週間当たり35時間を超える勤務をさせないものとする。

第12条第4項中「に基づき」を「の規定により」に、「また」を「この場合において」に改め、同条第5項中「指示する」を「命ずる」に、「この場合においても」を「この場合において」に改める。

第13条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

外国語指導助手の休日は、次に掲げる日とする。

第13条第2項中「前項の休日」を「同項の休日」に改める。

第14条第1項を次のように改める。

外国語指導助手の年次有給休暇は、第5条及び第6条に規定する任期中に分割又は連続した18日間とする。

第14条第3項中「、事業の」を「事業の」に、「場合には」を「と認めるときは」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「任用期間満了後、教育委員会に再度任用される場合には」を「任期を満了した後、教育委員会が再度の任用を行う場合は、」に改め、「ものとする」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 年次有給休暇の取得は、1日又は1時間を単位とする。

第15条第2項中「以下この項」を「次項」に改め、同項後段を削り、同条第3項中「病気休暇は」を「病気休暇の期間は、」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 病気休暇を承認された期間（第28条第2項第1号に掲げる休職期間を含む。）と期間との間が7日に満たないときは、それらの2の期間は連続するものとみなす。

第16条第1項中「場合とし」を「事由によるものとし」に、「当該各号に掲げる」を「当該各号に定める」に改め、同項第1号中「、子が」を「又は子が」に改め、「。兄弟姉妹、祖父母」を「、兄弟姉妹又は祖父母」に改め、同項第7号中「までの期間」を「までの日」に改め、同項第10号中「（昭和22年法律第49号）」を削り、「各回ごとの」を「各回の」に改め、同項第11号中「小学校就学の始期に達するまでの」を「9歳に達する日以後の最初の3月31日まで

の間にある」に、「の範囲内の期間（養育する）を」（その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある）に、「とする。）」を「」の範囲内の期間」に改め、同項第13号中「（昭和40年法律第141号）」の次に「第10条」を、「保健指導又は」の次に「同法第13条の規定による」を加え、同項第14号中「とする。」を削り、同項第15号中「介護休暇」の次に「（前号に規定する休暇をいう。以下この項において同じ。）の」を加え、「以降」を「以後」に改め、「在職が見込まれる」の次に「外国語指導助手」を加え、「更新がないことが明らかであるものを除く。）外国語指導助手が、」を「再度の任用がないことが明らかである者を除く。）が」に、「93日を超えない」を「93日の」に改め、同項第16号中「一つ」を「1つ」に、「外国語指導助手について」を「外国語指導助手において」に改め、同項第17号中「伴い」を「伴う」に、「、必要」を「必要」に改め、同項第18号中「（昭和40年法律第141号）」を削り、「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第21号中「期間」の次に「（当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの号の休暇の全部又は一部を使用することが困難であると認められる外国語指導助手にあっては、一の年の6月から10月までの期間）」を加え、同項第22号中「その他所属長」を「前各号に掲げるもののほか、所属長」に改める。

第32条を第34条とし、第31条を第33条とする。

第30条第1項本文中「第15条第1項、」を「外国語指導助手は、第15条第1項並びに」に、「同項第8号から第21号」を「第8号から第21号まで」に、「同項第22号の」を「同項第22号に規定する」に、「承認」を「、その承認」に改め、同項ただし書中「止んだ後」を「やんだ後」に、「届け出て承認」を「所属長に届け出て、その承認」に改め、同条第2項中「第16条第1項第6号」を「外国語指導助手は、第16条第1項第6号」に改め、同項ただし書中「止んだ後、速やかに」を「やんだ後、速やかに所属長に」に改め、同条第3項前段中「病気」を「外国語指導助手は、病気」に、「休職の申請を」を「休職を申請」に改め、同項中段及び後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、3日以内の休暇を取得する場合であっても、所属長は、必要と認めるときは、診断書等の提出を求めることができる。

第30条第4項中「第26条第2項第2号の規定」を「第28条第2項第2号に掲げる事由」に、「届けなければならない」を「届け出なければならない」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項本文の場合において、所属長は、必要と認めるときは、その指定する医師の診断を受けさせることができる。

第7章中第30条を第32条とする。

第29条第1項中「外国語指導助手が次の各号に」を「教育委員会は、外国語指導助手が次に」に改め、「教育委員会は」及び「ものとする」を削り、同項第3号中「前各号」を「前2号」に改め、同条を第31条とする。

第28条中「第26条第2項」を「第28条第2項」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同条第1号中「同条第2項第1号」を「第28条第2項第1号」に、「である場合は」を「である場合には」に、「期間中」を「期間中は」に、「によって」を「により」に改め、同条第2号中「同条第

2項第1号」を「第28条第2項第1号」に、「場合は」を「場合には」に改め、同条第3号中「同条第2項第2号」を「第28条第2項第2号」に、「場合は」を「場合には」に、「報酬の」を「報酬の」に改め、同条を第30条とする。

第27条第1項中「外国語指導助手に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は」を「外国語指導助手が次の各号のいずれかに該当する場合には」に改め、同項第1号中「地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の」を「規則その他教育委員会が」に改め、同条第2項中「各処分」を「処分」に改め、「各号に」の次に「掲げる区分に応じ、当該各号に」を加え、同項第3号中「支払わない」を「支給しない」に改め、同項第4号中「設けることなく」を「設けず」に改め、同条を第29条とする。

第26条第1項中「該当するときは」を「該当する場合には」に、「これを免職」を「これを免職」に改め、同条第2項中「場合においては」を「場合には」に、「これを休職」を「これを休職」に改め、同項第1号中「第29条第1項の」を「第31条第1項に規定する」に、「負傷」を「負傷」に、「次項」を「第30条第2号」に改め、同条第3項中「に至ったときは」を「場合には」に改め、同条を第28条とする。

第25条中「自動車等」の次に「（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。）」を加え、第6章中同条を第27条とし、第24条を第26条とし、第23条を第25条とする。

第22条中「や妊娠」を「妊娠」に、「パワーハラスメント」を「若しくはパワーハラスメントにより、又はこれら」に、「によって」を「により」に、「与え、」を「与える等」に改め、同条を第24条とし、第21条を第23条とする。

第20条中「教育委員会」を「教育委員会」に改め、同条を第22条とする。

第19条中「すべてを」を「全てを」に改め、同条を第21条とし、第18条を第20条とする。

第17条中「当たって」を「当たり」に改め、同条を第19条とする。

第16条の3第1項中「外国語指導助手が請求した場合において」を「教育委員会は、育休条例の定めるところにより、外国語指導助手が請求した場合において」に改め、「条例の定めるところにより」を削り、「内で（当該外国語指導助手が第14条第1項第10号における保育時間又は同項第16号における介護時間）」を「（当該外国語指導助手が第16条第1項第10号に規定する休暇（以下「保育時間」という。）又は同項第16号に規定する休暇（以下「介護時間」という。））」に、「内で、かつ、」を「かつ」に、「内で）」を「）」に限り「部分休業を」を「勤務しないこと（以下「部分休業」という。）を承認」に改め、第5章中同条を第18条とする。

第16条の2第1項中「養育する子が1歳6か月に達する日（」を「美祢市職員の育児休業等に関する条例（平成20年美祢市条例第49号。以下「育休条例」という。）の定めるところにより、養育する子が1歳6か月に達する日（育休条例の規定により）」に改め、「場合として条例で定める」を削り、「再度任用後」を「再度の任用後」に、「任命権者」を「教育委員会」に改め、「達する日（」の次に「育休条例の規定により」を加え、「職員の子の育児休業等に関する条例に定める日」を「育休条例で定める日」に改め、同項ただし書中「条例」を「育休条例」に改め、同条第2項中「育児休業期間中は」を「前項の規定による育児休業をしている期

間については」に改め、同条を第17条とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

議案第8号

美祢市家庭教育支援チーム寄り添い応援隊設置要綱の一部改正について

美祢市家庭教育支援チーム寄り添い応援隊設置要綱（平成29年美祢市教育委員会告示第6号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和7年2月26日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順 子

美祢市家庭教育支援チーム寄り添い応援隊設置要綱の一部を改正する告示

美祢市家庭教育支援チーム寄り添い応援隊設置要綱（平成29年美祢市教育委員会告示第6号）の一部を次のように改正する。

第3条中「5人」を「10人」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

議案第9号

令和7年度美祢市立小中学校教職員人事異動について

令和7年度美祢市立小中学校教職員の人事異動を下記により内申することについて、教育委員会の承認を求める。

令和7年2月26日提出

美祢市教育委員会教育長 南 順子

記

- 1 令和7年度美祢市立小中学校教職員人事異動（別添のとおり）